

# 福知山市住所等に関する検討会

## 目次

- 01 福知山市における住所表記の現状
- 02 住所表記の解決方法
- 03 検討会で行うこと

令和5年9月25日(月)



## 福知山市の住所は地番に基づくもの

### ■地番と住居表示

地番とは…

一筆の土地ごとに法務局(登記所)が付す番号。住居表示が実施されていない地域では住所として使われることもある。小字を含めた同じ字内においては同一地番は存在しない。

住居表示とは…

「住居表示に関する法律」に基づいて住所を表す制度。地番とは別に新たに建物に住所をつける。

### ■福知山市は地番を採用

福知山市では、住所について住居表示を実施していないが、土地区画整理事業や土地改良事業に合わせた町界町名の変更の場合にのみ実施してきた。

なお、変更後であっても地番に基づいて住所表記を行ってきた。

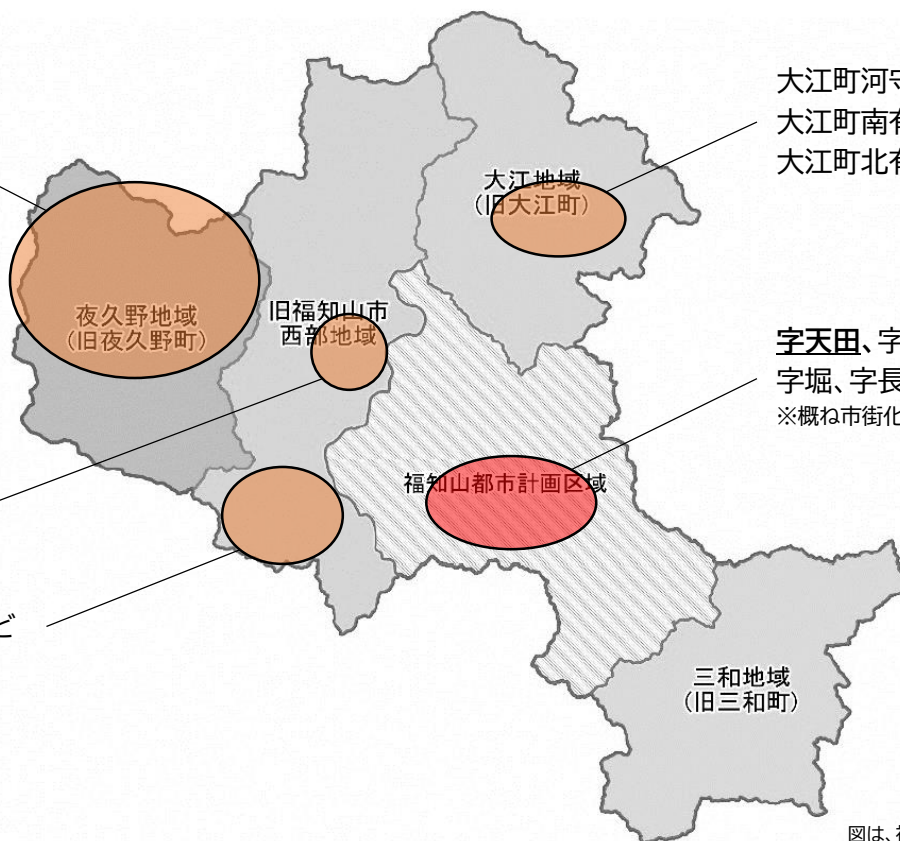


# 福知山市にある広域な字

## ■ 広域な字等が存在する地域

【福知山市域図】

夜久野町平野  
夜久野町板生  
夜久野町直見  
夜久野町畑  
夜久野町額田など



大江町河守  
大江町南有路  
大江町北有路など

字天田、字篠尾  
字堀、字長田、字土など  
※概ね市街化区域でもある

字上小田  
字下小田など

字榎原など

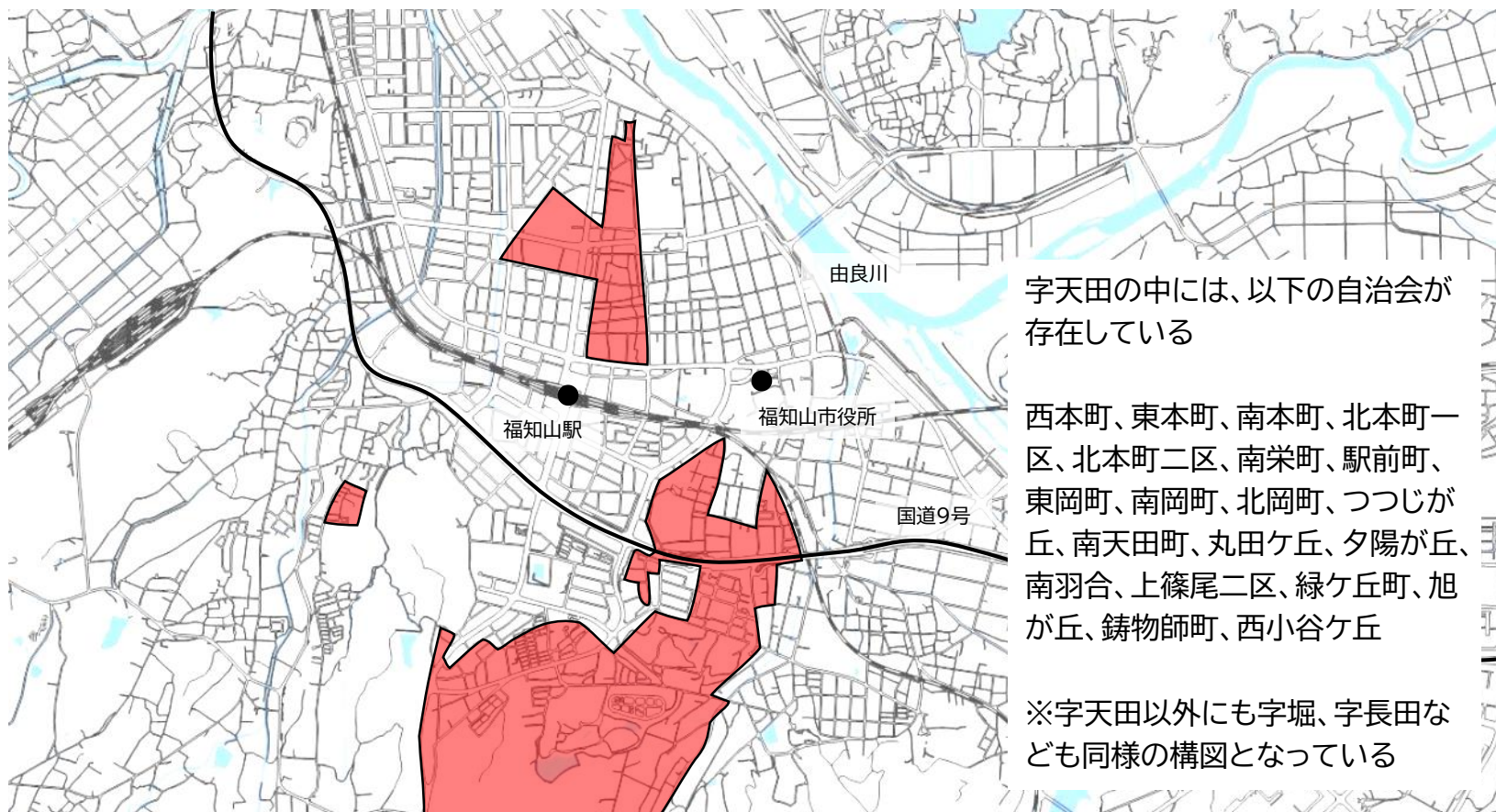
三和地域  
(旧三和町)

図は、福知山市都市計画マスタープラン 地域別構想  
地域の在り方の対象とする地域と区分 より

## 福知山市にある広域な字

### ■ 字天田におけるおおよその区域(広域な字の例)

※字界と自治会区域については別紙1を参照



## 福知山市における自治会

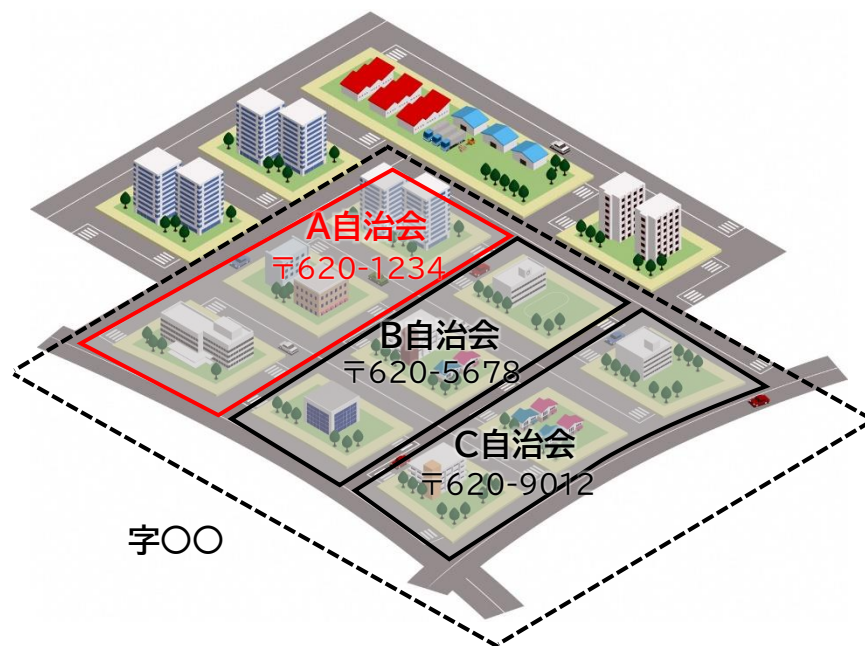
### ■自治会は地縁による団体

一定の地域に住む人が集まって活動する地縁による団体。福知山市では、住所の字の区域よりも小さい区域で自治会が形成されている。

### ■住所と自治会などの関係図

組織	確認方法	示すもの
自治会	規約等	自治会名
郵便局	郵便番号検索	郵便番号(町域)
市役所	住民票	行政区※
		住所(字名)
法務局	登記簿(土地)	地番(小字含む)

※住民票では「行政区」として、自治会名を記載



#### POINT

- ・傾向として、字の区域が最も広く、次いで郵便番号の町域、最も小さいのは自治会(=行政区)である
- ・自治会の区域と郵便番号の町域は近い傾向にある



## 福知山市における住所の使われ方

### ■時と場合に応じて使い分けられる住所

広域な字の住民は、住民票の住所と郵便番号に紐づいている自治会名を、用途によって使い分けていると思われる。

※問い合わせ対応などの経験から推測

使用先	表記	記載例
市役所・銀行等	住民票の住所	字天田1番地の1
郵送先	自治会名	駅前町1番地の1
普段使い	自治会名	駅前町1番地の1

#### 想定される使い分けの理由



市役所や銀行等

住民票などの公的な書類に基づいた住所を書かなければならない



郵送先

郵便番号の町域(≒自治会名)を記載した方が届きやすい



普段使い

親しみのある自治会名を使いたい

#### POINT

- ・自治会名の方が、より詳細な地域を示しているため住民にとって親しみがある
- ・一方で、市役所などの公的機関では、住民票の住所を記入しなければならない

## 二重表記による想定される課題

### ■複数の表記があり、どれが正しいかわかりづらい

例

書類など		表記
住民票	▶	字天田
郵便番号検索	▶	駅前町
登記簿(土地)	▶	字天田小字犬丸

#### POINT

転入者などは郵便番号検索結果の町域と住民票の表示が異なるため混乱する。



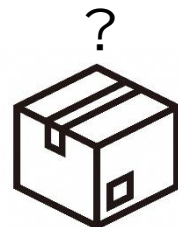
### ■字天田には同じ住所が存在している

例

地番		住所
字天田小字上ノ町1番地	▶	字天田1番地
字天田小字犬丸1番地	▶	字天田1番地

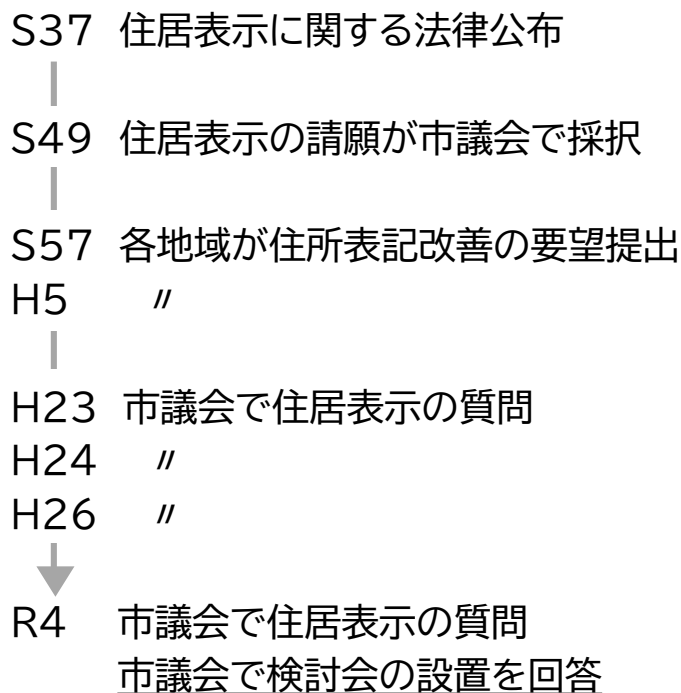
#### POINT

住所には小字を表記しないため同じ住所となり誤認を誘発しやすい。ただし、自治会名や郵便番号が異なるため、区別は可能と思われる。



## 検討会を経て市の方針を決定することに

### ■ 議会等における対応の経過



### ■ 市が対応を見送ってきた主な理由

#### 住居表示制度関連

- ・地番と住居表示が存在
- ・自治会区域との不一致
- ・郵便番号の変更が必要

#### 地方自治法関連

- ・区画整理事業等のみ実施
- ・開発指導の公平性

#### 共通事項

- ・多額のシステム改修費
- ・歴史的な地名が消失
- ・市民ニーズが不明
- ・個人及び事業所の変更手続き負担への協力

▶ 市民ニーズを把握しなければ実施条件を整理できない ◀



## 住所表記の変更に伴う手続き

### ■ 行政が対応すること

住民票 印鑑登録 マイナンバーカード 住民基本台帳カード 電子証明書 在留カード 特別永住者証明書  
児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当 特別児童福祉手当 特別障害者手当 身体障害者手帳  
自立支援医療受給者証 介護保険被保険者証 精神障害者保険福祉手帳 障害福祉サービス受給者証  
移動支援・地域活動支援受給者証 国民健康保険被保険者証 国民健康保険高齢受給者証 後期高齢者医療被保険者証  
障害者医療証 不動産登記の表題部 など

### ■ 個人または事業所が対応すること

運転免許証の住所欄 マイナンバーカードの住所欄 市が発行する証明の住所欄 戸籍の本籍欄 電気 電話 インターネット  
ガス NHK 金融機関 生命保険 年金 不動産登記の表題部以外の情報(所有者の住所など) 商業登記の表題部  
法人登記の表題部 自動車検査証 軽自動車届出済証 ウェブサイトの登録情報 その他個人等で契約しているもの全て

#### POINT

市役所以外における手続きはもちろん、市の発行済みの資格証  
なども住所変更のための来庁などが必要で、負担を要する

▶ 住民の負担 **大**

## 住所表記を変更する2つの方法

### ■ 住居表示に関する法律

#### 制度概要

街区方式は、道路や河川などで囲まれた区域(街区)に、建物の番号を付すもの。道路方式では、道路に名称を付け、沿道の建物に番号を付すもの。いずれも本市の採用例はない。また、議会の議決が必要である。

#### 表示例

旧 福知山市字天田〇〇番地  
新 福知山市駅前町△丁目□番☆号

町名 街区符号 住居番号

10~15m間隔で住居番号を設定するため、立地条件によっては同じ住所となる可能性がある。

#### 住所や地番への影響

項目	記載例
住所	福知山市駅前町△丁目□番☆号
土地の地番	福知山市字天田〇〇番

### ■ 地方自治法(第260条)

#### 制度概要

議会の議決を得て町域や町名を変更するもの。また、字等の変更の検討を要する場合とは、土地区画整理事業や地籍調査を実施する場合などのほか、市町村の行政上の必要がある場合とされている。

#### 表示例

旧 福知山市字天田〇〇番地  
新 福知山市駅前町〇〇番地

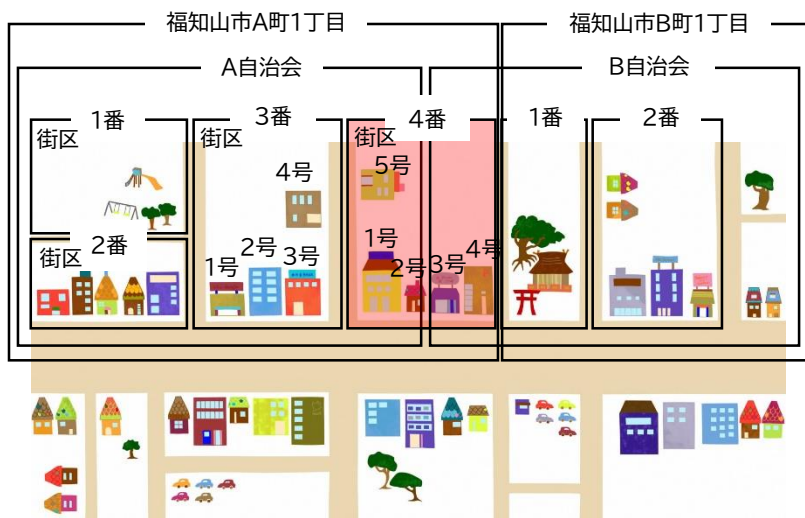
町名

#### 住所や地番への影響

項目	記載例
住所	福知山市駅前町〇〇番地
土地の地番	福知山市駅前町〇〇番

# 住所表記方法による自治会区域への影響

## 住居表示に関する法律



一つの街区に複数の自治会が存在する場合、町名はいずれか一方に合わせなければならず、自治会名との不一致が起こる可能性がある。

## 地方自治法(第260条)



町域や町名を変更するものであり、変更する区域は、自治会の区域に合わせることができる。

※字名と自治会名の違いについては別紙2を参照

## 住所表記を変更する2つの方法(まとめ)

根拠法令	住居表示に関する法律	地方自治法(第260条)
制度概要	<p>街区方式は、道路や河川などで囲まれた区域(街区)に、建物の番号を付すもの。道路方式では、道路に名称を付け、沿道の建物に番号を付すもの。いずれも本市の採用例はない。また、議会の議決が必要である。</p>	<p>議会の議決を得て町域や町名を変更するもの。また、京都府資料※では字等の変更の検討を要する場合は、土地区画整理事業や地籍調査を実施する場合などのほか、市町村の行政上の必要がある場合とある。</p>
表示例	<p>街区方式:福知山市駅前町△丁目□番☆号 道路方式:福知山市駅前通り☆号</p>	<p>福知山市駅前町○○番地</p>
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・字名と自治会名の二重表記を解消できる</li> <li>・規則的に付番するため、位置関係が明確になり、配送の利便性向上などが期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会名と字名の二重表記を解消できる</li> <li>・<u>土地の名称から変更するため、住所と土地が同時に変更できる</u></li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>街区によっては、自治会区域との不一致や郵便番号の変更を伴う可能性がある</u></li> <li>・<u>隣接する建物と同じ住所となる可能性がある</u></li> <li>・土地の地番は変更されない (地方自治法第260条と合わせて実施することで変更は可能)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの市の方針では、土地改良事業や土地区画整理事業でのみ対応とした経過がある</li> </ul>

## 検討会について

### ■目的

自治会名と地番などの住所を取り巻く状況を踏まえ、地域コミュニティの単位である自治会を大切にしながら、福知山市の住所表記の方針を検討すること

### ■課題と実施手法を整理

#### 課題

- ・住所と自治会名の二重表記がわかりづらい
- ・自治会名の異なる同一地番の誤認の恐れ
- ・市民ニーズが把握できていない

#### 実施手法

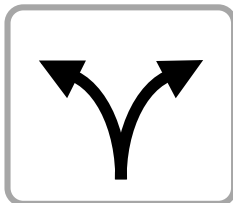
- ・住居表示に関する法律(住所のみ振り直す)
- ・地方自治法第260条(土地と住所を変更する)

### ■検討会で行うこと

市民ニーズの調査方法の決定



実施手法の決定



実施の場合の条件整理



## 今後の流れ

### ■検討会のスケジュール

- |        |     |                          |
|--------|-----|--------------------------|
| 9月     | 第1回 | 現状説明、市民ニーズの調査方法の決定(本日開催) |
| 10~12月 | —   | 事務局による市民ニーズ調査及び自治会長ヒアリング |
| 1月頃    | 第2回 | 事務局による調査及びヒアリング結果の報告     |
| 2月頃    | 第3回 | 実施手法に対する実施条件等の意見         |

※事業進捗により変更する可能性がある

### ■検討会終了後

意見を踏まえて市が方針を作成し、  
それに基づき実施条件などを整理した市民向けのガイドラインを作成する